

和 指 第 2 6 5 号
令 和 2 年 9 月 4 日
(2 0 2 0 年)

各指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所
開設者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の臨時的な取扱い
について（通知）

平素より、和歌山市介護保険事業に対しご理解ご協力を賜りありがとうございます。

今般、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課介護サービス指導室長から令和2年9月2日付長第0902002号「新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の臨時的な取扱いについて〔第2報〕（通知）」により、評価機関からの受審が必要な地域密着型サービス事業所に対する外部評価の実施方法等についての通知がありましたので、各事業所におかれましてはご了知いただきますようお願いいたします。

なお、外部評価の実施回数緩和要件としての運営推進会議の取扱いにつきましては、令和2年3月4日付和指第1130号にて既にお知らせしておりますので、改めて和歌山市指導監査課ホームページ（ページ番号：1003148）にてご確認ください（<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003148.html>）。

本通知は法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人の有する事業所へ遺漏なきようご周知ください。

*裏面もご確認願います。

【参考】和歌山県地域密着型サービス評価実施要綱（一部抜粋）

（自己評価及び外部評価の頻度）

第3条 事業者は、その事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は自己評価を実施し、外部評価を受けるものとする。

2 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、次に掲げる要件を全て満たすものについては、前項の規定にかかわらず、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合において、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなす。

（1）自己評価及び外部評価結果(別記第1様式)及び目標達成計画(別記第2号様式)

（平成22年4月1日以前に外部評価を実施した場合には、和歌山県地域密着型サービス評価実施要綱の一部を改正する要綱（平成22年1月20日制定）による改正前の和歌山県地域密着型サービス評価実施要綱（以下「旧要綱」という。）別記第6号様式）を市町村に提出していること。

（2）運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。

（3）運営推進会議に事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

（4）自己評価及び外部評価結果のうち、外部評価項目の2、3、4及び6（平成22年4月1日以前に外部評価を実施した場合には、旧要綱別表のうち外部評価項目の3、5、6及び8）の実践状況（外部評価）が適切であること。

和歌山市 健康局 保険医療部
指導監査課 介護事業所指定班
電話 073-435-1319
FAX 073-435-1320

長第09020002号
令和 2年 9月 2日

各市町村介護保険担当課長 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課介護サービス指導室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の臨時的な取扱いについて [第2報] (通知)

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、「**新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の臨時的な取扱いについて**」(令和2年3月5日付け長第03050002号通知。以下「第1報」という。)にて、外部評価機関等に対し、令和2年3月中に外部評価の受審が必要な地域密着型サービス事業所への訪問調査期間を延期し、令和2年9月末までに実施することを依頼しました。

しかしながら、第1報後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束していない状況を鑑み、あらためて、**本県の地域密着型サービス外部評価の臨時的取扱いを下記のとおりとしましたのでお知らせします。**

なお、本件については和歌山県ホームページ・地域密着型サービス外部評価 (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/gaibu/gaibu-top.html>) にて各事業所に対し周知している旨申し添えます。

記

1 外部評価の実施方法について

地域密着型サービス事業所の外部評価について、感染症対策を徹底した上で事業所への訪問調査を原則とする。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の状況や感染防止等を考慮し、下記2で定める期間中は、評価機関及び事業所との協議等により、訪問調査以外の方法(書面審査、電話調査及びオンライン調査等)により外部評価を実施しても差し支えないものとする。

2 期限の延長について

事業所の外部評価の受審期限について、次のとおりとする。

- ①令和2年3月に外部評価の受審が必要だった事業所について、第1報に基づく同年9月末までの外部評価受審が困難な場合、**受審期限を同年12月末まで延長する。**
- ②令和2年度中に外部評価の受審が必要な事業所について、令和3年3月末までの外部評価の受審期限を、**令和3年6月末までに延長する。**

3 隔年適用等に係る延長期間中の外部評価の受審の取扱いについて

延長期間中に受審した事業所の外部評価の受審時期の取扱いについて、次のとおりとする。

- ①令和2年3月中に外部評価の受審が必要だった事業所について、令和2年4月から12月末までの延長期間中に外部評価を受審した場合は、令和元年度中に外部評価を受審したものとみなす。
- ②令和2年度中に外部評価の受審が必要な事業所について、令和3年4月から6月末までの延長期間中に外部評価を受審した場合は、令和2年度中に外部評価を受審したものとみなす。

介護サービス指導室 橋本 T E L 073-441-2527 F A X 073-441-2523 hashimoto_t0019@pref.wakayama.lg.jp
